

## 香川県消費生活条例

昭和50年 3 月 25 日

条例第 2 号

改正 平成12年 3 月 27 日 条例第 29 号 平成14年 3 月 27 日 条例第 9 号

平成15年12月19日 条例第 65 号 平成17年 3 月 29 日 条例第 5 号

香川県消費者保護条例をここに公布する。

香川県消費生活条例

題名改正〔平成17年条例 5 号〕

### 香川県消費生活審議会関係抜粋

(香川県消費生活審議会によるあっせん等)

第28条 知事は、前条第 1 項の規定により申出のあった消費者苦情について、同項の規定による措置によっては当該消費者苦情を解決することが困難であるときは、当事者の同意を得て、香川県消費生活審議会のあっせん又は調停に付することができる。

2 香川県消費生活審議会は、あっせん又は調停のため必要があると認めるときは、当事者及び関係者に対し、出席を求め、その意見を聴き、又は必要な資料若しくは報告の提出を求めることができる。

3 香川県消費生活審議会は、調停案を作成し、当事者に対し、その受諾を勧告することができる。

4 香川県消費生活審議会によるあっせん又は調停の手續に関し必要な事項は、規則で定める。

(訴訟の援助)

第29条 知事は、消費者が前条の規定によるあっせん又は調停によって解決されなかった消費者苦情に係る訴訟を提起する場合において、特に必要があると認めるときは、当該消費者に対し、これに要する費用の貸付けその他の援助を行うことができる。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の規定により訴訟に要する費用の貸付けを受けた者に係る当該貸付金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

(設置)

第31条 知事の諮問に応じ、消費者施策の計画的な推進に関する事項その他の消費者施策に関する重要な事項について調査審議し、及び消費者苦情についてのあっせん又は調停を行うため、香川県消費生活審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、前項に定めるもののほか、県民の消費生活に関する事項について知事に意見を述べることができる。

(組織)

第32条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

- (1) 消費者の意見を代表する者
- (2) 事業者の意見を代表する者
- (3) 学識経験を有する者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第33条 審議会に、会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第34条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(消費者苦情処理委員会)

第35条 審議会は、消費者苦情のあっせん又は調停を行わせるため、消費者苦情処理委員会（以下「委員会」という。）を置くことができる。

2 委員会に属すべき委員は、審議会の委員のうちから、事件ごとに会長が指名する。

3 委員会に、委員長を置き、会長の指名する当該委員会の委員がこれに当たる。

4 委員長は、当該委員会の事務を掌理する。

5 委員長に事故があるときは、当該委員会に属する委員のうちから委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 審議会は、その定めるところにより、委員会の決議をもって審議会の議決とすることができる。

(雑則)

第36条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。